

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成28年1月8日（金）14:33～14:48
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

#### <関係省庁>

榑野 良明 国土交通省都市局公園緑地・景観課長

町田 誠 国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室長

中井 淳一 国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長

望月 一彦 国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室国際緑地環境対策官

横田 僚子 国土交通省都市局公園緑地・景観課長補佐

西川 裕一 国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境技術係長

#### <事務局>

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 生産緑地地区における農家レストランの設置について
- 3 閉会

---

○塩見参事官 続きまして、次のこまをさせていただきます。ちょっと前が押しまして、大変お待ちいただきまして、申しわけございませんでした。

去る12月3日のワーキンググループにおきまして、農家レストランについて御議論いただきました。いわゆる農振農用地では既に農家レストランの制度が特区で認められているわけでございますけれども、生産緑地地区においてはこれができないという御提案、御要望もありまして、前回から御議論いただいております。

前回の御議論の中では、税制の特例があるから転用をより厳しくしなければいけないといった御説明がありましたので、その点をもう少し詳しく説明をしていただくべく、きょうは資料を御用意いただいておりますので、議論を継続していただければと思います。

それでは、座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○榑野課長 お時間をいただきまして、どうもありがとうございます。国土交通省の公園緑地・景観課長でございます。

今日、用意させていただきましたのは、前回の補足的な説明の資料になります。前回八田先生からも前向きに検討するように伺っておりますので、その後の検討内容につきまして申し上げたいと思います。

最初に、青い表紙の資料でございますけれども、2枚紙になっております。

「生産緑地地区内における『農地レストラン』の設置について」というペーパーでございます。これは前回も同様の資料を提出させていただいておりますけれども、生産緑地制度というものは法律と税制とが一体となった制度になっております。

生産緑地地区の場合は、農振農用地とは違いまして、原則として宅地として取り扱われる市街化区域内農地の特例になっております。税制当局から言わせますと、あくまでも例外的な特例措置ということでございまして、結局、前回お話したことと同様でございますけれども、この農家レストランというものが、転用制限の強化と土地税制の合理化を図る、税制と連動した制度全体に影響を及ぼすこととなる以上は、農振農用地の場合と違って、転用制限を緩和するということになりますので、税務当局との協議が必要ではないかと考えております。

前回、説明が不十分だった点について、2枚目の紙に記載しております。

前回十分に説明していなかったのですが、資料の左側に記載している農振法に基づく農業用施設の中には、製造・加工施設あるいは販売施設といったものが含まれるわけですが、生産緑地に設置可能な施設としては、そのような施設は含まれておりません。

生産緑地は農地でもありますけれども、都市の中、市街地の中での緑地としての機能を維持・保全することを法律の目的にしておりますので、その機能を失わない、その機能を維持するための施設に限定して生産緑地地区内への設置を認めております。

資料の右側に列記している、生産緑地法第8条第2項と生産緑地法施行令第4条に規定している施設に限定しているということでございます。

このような意味で、農家レストランのような販売施設を認めることは、生産緑地制度全体に関わる話であることから、税制にも関係する話になるのではないかと考えているところでございます。

以上を踏まえての現在の検討については別途、参考資料1、2を用意させていただきました。前回も申し上げましたが、実は都市農業振興基本法が昨年4月22日に制定されておりました、真ん中の右側の記載ですけれども、現在、農林水産省と都市農業振興基本計画というものを策定中でございまして、春頃には、政府として閣議決定をし、公表する予定になってございます。この基本計画を踏まえ、生産緑地制度を含む、都市農地の保全に係

る制度全体の見直しを行うことを予定してございます。

一番下の欄をご覧ください。この都市農業振興基本法の中には、「国等が講ずべき基本的施策」として⑤に「農産物の地元における消費の促進」という、まさに農家レストランに関係する内容がうたわれているところでございます。

そのため、生産緑地地区に設置可能な施設として農家レストランを追加することも当然あり得るかなとも考えており、緑地としての環境機能の確保等に留意しながら、特に税制等の取り扱いも含めまして、都市農地の保全にかかわる制度全体の見直しの中で、検討していきたいと考えているところでございます。

なお、参考資料2が、昨年末の与党の税制改正大綱でございまして、2ページ目に検討事項として、都市農業については、先ほど申し上げた都市農業振興基本計画に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、以下、税制上の措置を検討するがあります。

今般、与党の税調の中でも、都市農業振興基本計画に基づいた税制上の措置を考えていくことになっておりますので、先ほど申し上げたように、都市農業振興基本法を受けた都市農業振興基本計画を踏まえた全体の見直しの中で、生産緑地地区内の農家レストランの設置について検討していきたいということでございます。

説明は、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

私どもワーキングのところには特区での提案があったのですが、少なくともこの振興基本法の中に、こういう考え方をこれからも反映していただくべく密接に情報交換をし続けていただけたということでしょうか。

○榑野課長 はい。

○八田座長 阿曾沼先生、どうでしょうか。

○阿曾沼委員 もしそうであるとすれば、明確に農家レストランができるのと、現在の基本設計の中に組み込むのであれば、スケジュール感を確認したいと思います。実施可能時期の確認です。これが公表されて、実際にできるのはいつになるのでしょうか。

○榑野課長 基本計画は、先ほど申し上げたように、今年の春頃に閣議決定の予定となっておりますが、基本計画の策定・公表を受けて制度改正に入っていくことになろうかと思えます。制度改正の中で、生産緑地法令を改正し、生産緑地地区内に設置可能な施設を少し広げる方向性も視野に入れて考えていきたいと思えます。先ほど申し上げましたように、生産緑地制度は法と税制とがパッケージで動いており、生産緑地への課税については、市街化区域内の土地は基本的には宅地並み課税という中での特例措置になっておりますので、税制要望のスケジュールも踏まえて全体の動きの中で検討していくこととなります。

このため、基本計画を受けた次の制度改正の中で検討していくことになろうかと思えます。

○阿曾沼委員 来年度中ということになりますかね。

○榑野課長 来年度中となると難しいのではないかと思います。制度改革が法律改正になりますと、当然、次の通常国会に改正法案を提出することになります。

○八田座長 今までいろいろな事例があって、通常国会、全国措置をなされる前に、特区で早出しするというのはほかにもありました。

ですから、ここの整合性ということもあるとは思いますが、ちょっと遅くなるようでしたら、特区のほうは特区でまた別途ということもあり得ることはお願いしたいと思えます。

その手続論に入る前に、私どもが思うには、税のことは、いろいろな考え方があるとは思いますが、少なくともその時点で見ると基本的には増収になるわけで、普通の減収になるものとはまたちょっと違うかなということがあります。

もう一つは、事務局に調べていただいたのですが、農振農用地と生産緑地とでどんなものについては転用できるかということについて、平成12年の追加が行われるまでは大体同じようなものだ。ところが、農振農用地のほうは、製造、加工、販売というものが平成12年のときに加わって、生産緑地は加わらなかったという事情があった。それまでは基本的には似たようなものだったのだから、これを加えていただくことは、やはり農業の振興に役立つから広げるわけだから、理屈の上でも成り立つのではないかと。

ましてや、先ほど御紹介いただいたような自家消費にも貢献するということが、今度、新しくうたわれるなら、今のような背景とも合致するのではないかと思うので、根本的にこれは農業振興のためにいいのではないかと考えています。

だから、私どももこれで完全に降りますとは言えなくて、なるべく早くできるようにということをいつも思っております。今後当分は、どうなるかということを追跡させていただき、これを見守りたいと思えます。

○榑野課長 都市農業振興基本計画の中で明示されれば、基本計画を受けて制度改革を検討していくことになります。税制当局との調整においても、法制度と税制度はセットで検討するというのが党税調の考え方でもありますので、制度全体の検討の中で今回の検討も進めていくことが、齟齬が無いと思っております。

○八田座長 わかりました。

それから、都市農業振興基本法は、基本的には国土交通省さんの所管ですか。

○榑野課長 農水省との共管になります。

○八田座長 そうすると、なかなかここでお願ひしたとおりになるかどうかは、農水省の考えもあるということになりますね。

○榑野課長 はい。

○八田座長 ということは、私どもの要望は強くお伝えして、これからも情報交換を密にしていかにしていただきたいと思っております。

○阿曾沼委員 お願いとしては、年度をまたぐ、全国措置が遅くなるとすれば、それを見

据えて特区で最初に先ずは先行してやってみる事にして欲しいと思います。国家戦略特区では地域限定保育士の例がありましたので、本件もそういうことができる様に御検討いただきたいと思います。

○八田座長　ということで、どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。